

## P R T R 制度について

### 1. P R T R 制度の特徴

この制度は下記①～③に示す特徴を持ち、これまでの有害な化学物質を一つ一つ規制していく方法とは大きく異なっている。

- ①事業者が自ら化学物質の排出量を把握し、設備の改善や使用の合理化など排出量の削減に向けた様々な取組を自主的に促進する。
- ②化学物質の排出に関する情報を関係者（市民、事業者、行政など）で共有する。
- ③上記①②の取り組みで、社会全体で化学物質を管理していくことを目指す。

### 2. P R T R 制度の必要性

人の健康や生態系に被害をもたらすようないくつかの有害な化学物質の排出については、主に施設などを対象に法律による規制が行われている。しかし、流通している化学物質が多種多様なため、一つ一つの物質に対して規制をかけることの効果は限定的であり、物質ごとの規制と並行して、多くの物質の環境リスクを全体としてできるだけ低減させていく、という考え方が必要である。

化学物質は事業者による生産活動の過程で環境中に排出されると同時に、消費者（市民）による製品の使用・消費によっても、環境中に排出されている。まず、事業者は、事業活動に伴い排出される化学物質の量が少なくなるように努力する必要がある。市民も、自らの生活を点検し、化学物質の使用量を減らしたり、再利用を心がけたりすることが必要である。また、NGO（非政府組織）が市民を代表して行政や事業者に対し化学物質の環境リスクの低減を働きかけることもできる。

このように、行政、事業者、市民・NGOの各主体がそれぞれの立場から、また協力して環境リスクを持つ化学物質の排出削減に取り組んでいくためには、その出発点として、どのような物質が、どこから、どのくらい環境中に排出されているのか、といった基本的な情報をすべての関係者で共有することが必要であり、このことを可能にする新しい化学物質管理の手法がP R T R制度である。

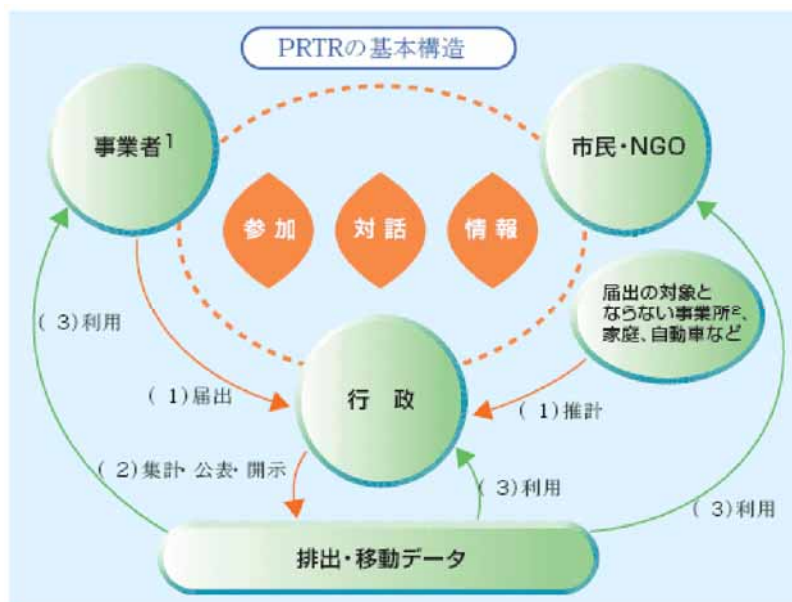
P R T R制度が実施され、企業や家庭、農地などから排出される化学物質の量が毎年公表されることで、いくつかの効果が考えられる。

- ・行政が化学物質対策を検討する際の優先順位を決める判断材料にする。
- ・事業者が排出量を削減する際の目標設定に役立てる。
- ・事業者が無駄な排出に気づき、自主的な管理の改善が進む。
- ・市民が自分の住む地域の化学物質の排出状況について、企業や行政と同じ情報を手にすることが可能になる。

これまで行政や企業に任せるしかなかった化学物質問題への取組に市民が積極的に参加する機会が広がり、誰でもデータを見ることができるようになるため、行政や企業の取

組には絶えず社会の目が注がれ、環境保全対策の効果や進捗状況をみんなで確認することができる。もちろん市民自身にも化学物質の使用や排出を減らす努力が求められる。

PRTR制度の実施により、こうした行政や企業、市民の協働を通じて、社会全体の環境への化学物質の排出状況を管理することで、化学物質による環境リスクを低減することが期待される。



1. 「事業者」には民間の企業だけでなく、国や地方公共団体などの廃棄物処理施設や下水処理施設、教育・研究機関なども含まれます。
2. 届出が必要な業種に該当しない、従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないといった理由から、PRTR制度で届出を行うことが義務付けられていない事業所を指します。

図1 PRTRの基本構造<sup>1)</sup>

### 3. PRTR制度で提供される情報

PRTR制度では、事業者の名前や事業所の所在地などの届出者に関する情報と、対象とされている化学物質を取扱う事業所から1年間にどのような物質をどのくらい環境中へ排出したかという「排出量」や廃棄物としてどれだけ移動したかという「移動量」を都道府県などを通じて、事業者は国に届け出ることとなっている。

「排出量」とは、事業者の事業活動に伴い環境中に排出される第一種指定化学物質の量をいい、環境への排出量は、大気、河川や海などの公共用水域、土壌への排出および事業所内での埋立処分をあわせて4つの排出区分ごとに記入される。例えば、大気では排気口や煙突からの排出ばかりではなくパイプの継ぎ目からの漏えい、水域では公共用水域への排出のほか廃液などを公海域に投棄する場合、土壌ではタンクやパ

イプから土壌への漏洩などが含まれる。

「移動量」とは、その事業活動に伴って発生する廃棄物を処理するために事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量のこと、具体的には下水道への移動や他の産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託する際の量をいう。

#### 4. 届けられる化学物質

P R T R制度の届出が必要な化学物質は「第一種指定化学物質」として 462 物質が選ばれている。「第一種指定化学物質」に選ばれた物質は、環境中に広く継続的に存在し、次のいずれかの有害性の条件に該当するものである。

- ・人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるもの
- ・その物質自体は人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがなくても、環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に有害な化学物質を生成するもの
- ・オゾン層を破壊するおそれがあるもの

また、化学物質排出把握管理促進法では別に「第二種指定化学物質」として 100 物質が指定されている。「第二種指定化学物質」に選定された物質は、第一種指定化学物質と同じ有害性があることに加えて、現時点では環境中に広く存在していると認められなくても、製造量、輸入量又は使用が増加した場合などには環境中に広く存在することとなることを見込まれるものである。「第二種指定化学物質」については排出量や移動量を国に届け出る必要はないが、第一種指定化学物質と同様M S D S（化学物質等安全データシート）の交付が定められている。

#### 5. P R T Rデータの入手方法

事業者から届け出られた個別事業所ごとの化学物質の排出量・移動量は、環境省のホームページ（P R T Rインフォメーション広場）で公開されている。

#### 6. P R T R制度の活用による排出量等の削減努力

P R T R制度は、化学物質の排出に関する情報を公表することにより、社会全体で化学物質を管理することを目指した仕組みである。主に行政と企業の間で対策が進められてきた個別物質の規制とは異なり、市民にもいくつかの大切な役割が期待されている。

例えば、公表されるP R T Rデータに関心を持ち、実際に数値を手にとり地域や近隣の工場のデータに目を通すことが考えられる。これには環境省・経済産業省や都道府県からの公表データや開示請求による個別事業所のデータを用いることが考えられるが、その他にもN G Oから化学物質による地域の環境リスクを独自に指標化したデータが公表されることも考えられる。

これらの情報をもとに事業者や行政の担当者と化学物質問題についての様々な話

し合い、すなわちリスクコミュニケーションを通じ、化学物質に起因する環境問題への理解を深め、自らのライフスタイルの改善や、事業者・行政に対する意見の提出など、できることからひとつずつ対処していくことが大切である。

そのことが有害物質の排出量削減に結びつくと考えられる。

<参考文献>

- 1) 環境省 PRTR インフォメーション広場：<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/about/about-4.html>